

◆要望事項と大阪市からの回答◆

1	項目	<p>前の橋下市長が明言された、大阪市所有施設の空きスペースを活用した障がい者の総合福祉センターの設置については3年あまり経っても未だにその計画年次等が明らかではありません。ただちに提示されたい。また、それが設置に当たっては広く市内の障がい者団体の意見を聴取するよう要望する。</p>
	回答	<p><b>【担当】</b> 福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課 電話：06-6208-8081</p> <p>障がい者の総合福祉センターの設置については、以前よりご要望いただいているところであります。</p> <p>今後とも、大阪市身体障害者団体協会のご意見をお聞きしながら、検討してまいりたいと考えております。</p>

2	項目	<p>今年度末策定予定の次期「大阪市障がい者支援計画」および「大阪市障がい福祉計画」については、この間の障害者差別解消法の施行実施等を踏まえたものにするよう要望する。</p> <p>また、全市職員に対する障がい者についての理解を深めるための研修を、より一層充実したものとして実施することを要望する。</p>
	回答	<p><b>【担当】</b> 福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課 電話：06-6208-8071</p> <p>本市では、障がい者施策の基本的方向性を示す「大阪市障がい者支援計画」と、障がい福祉サービス等の必要なサービス見込量とその確保のための方策を定める「大阪市障がい福祉計画」を一体的に策定し、障がいのある人が個人として尊重され、その権利を実現し、持てる力を十分に発揮して社会参加するとともに、住み慣れた地域で安心して自立した生活を送ることができるよう、様々な施策を推進しています。</p> <p>現行計画が平成29年度末に終了することから、次期「大阪市障がい者支援計画・第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画」の策定に向けて検討を進めており、障害者差別解消法の施行や大阪市こころを結ぶ手話言語条例の制定などの障がい者施策を取り巻く状況の変化を適切に盛り込み、障がいのある方や学識経験者等で構成する「大阪市障がい者施策推進協議会」においてご議論いただきながら、障がい者施策のより一層の充実に向け、次期計画を策定してまいります。</p> <p>また、大阪市では、「障害者差別解消法」に基づき、本市職員が法の趣旨を十分に理解し日々の業務に取り組むよう「大阪市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関</p>

2	回答	<p>する対応要領（以下、「職員対応要領」という）を策定し、様々な研修等を通じて周知・徹底を図っています。</p> <p>今後も、これまでの対応事例を踏まえながら「職員対応要領」に基づき、障がい及び障がいのある方への理解を深める取組を進めてまいります。</p>
---	----	--

3	項目	<p>障がいがある人もない人も共に暮していきやすい街づくりを推進していくために、大阪市においても差別解消条例を制定するよう要望する。</p> <p>なお、その制定に当たっては検討委員会を設置し、そこに市内居住の障がい者が当事者としてより多く参加できるよう、合わせて要望する。</p>
	回答	<p><b>【担当】</b> 福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課 電話：06-6208-8075</p> <p>平成28年4月に施行された「障害者差別解消法」に併せ、大阪府においては「大阪府障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例」が施行されました。</p> <p>府の条例は大阪市においても適用され、法に規定する「相談及び紛争の防止等のための体制の整備」並びに「啓発活動」を車の両輪として障がい者差別の解消を推進することとしており、府と府下市町村の役割分担が明確化されております。</p> <p>今後とも法律及び府の条例を踏まえ、障がい者差別の解消に取り組むとともに、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会の実現に向け、市条例制定の必要性の検討も含め取組を進めてまいります。</p>

4	項目	<p>手話や点字など障がい者のコミュニケーション手段を保障するとともに、法律に基づいた聴覚障がい者情報提供施設の設置と情報通信ネットワークの一層の充実を要望する。</p> <p>また、大阪市においても手話教育や日常生活における手話によるコミュニケーションを保障する手話言語法の制定に向けて、より一層国に働きかけるとともに、大阪市こころを結ぶ手話言語条例に基づいて、大阪市における手話通訳者の養成事業ならびに手話通訳者派遣事業の充実と質の確保をなされるよう要望する。</p>
	回答	<p><b>【担当】</b> 福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課 電話：06-6208-8081</p> <p>コミュニケーションの支援は障がい者支援の重要な課題であり、手話通訳者及び要約筆記者の派遣や盲ろう者通訳・介助者の派遣を実施するとともに、人材養成として、手話</p>